

〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と「ながらスマホ」の根絶

【運転者の方へ】

- 日没時間が早まる秋口以降は、夕暮れから夜間の時間帯の交通事故が増加する傾向にあります。
また、秋から年末にかけて、歩行者が関係する交通事故が増加する傾向にあるので、道路を横断する歩行者には、特に注意しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に運転するときは、早めのライトの点灯を心掛け、夜間の対向車や先行車がない状況や郊外の暗い夜道など周囲の状況に応じてハイビームを効果的に活用し、道路を横断する歩行者等を早く発見するようにしましょう。
- 横断歩道は歩行者優先です。横断歩道に接近するときは、横断歩道の手前で停止できる速度に減速しましょう。また、横断歩道を渡ろうとしている人がいる場合は、横断歩道の手前で必ず止まりましょう。
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。
- 運転中のスマートフォン等の通話や画面注視は絶対にやめましょう。



【高齢運転者の方へ】

- 高齢運転者は、加齢に伴う身体機能の変化を理解し、暗い時間帯の運転を控えるなど安全運転を心掛けましょう。
- 時間や天候を考慮した「補償運転（※1）」を心掛けましょう。
（※1）補償運転とは、加齢に伴う運転技能の低下を補うために、体調や天候、道路状況等を考えて、安全に運転することです。
- 加齢に伴う身体機能の変化や一定の病気等により、運転に不安を感じている高齢運転者の方やそのご家族は、安全運転相談ダイヤル「#8080（ハレバレ）」や最寄りの警察署にお気軽にご相談ください。
- 道路交通法の改正により、過去3年間に一定の違反歴（※2）がある75歳以上の高齢運転者が免許証の更新を受けようとするときは、高齢者講習と認知機能検査等のほか、「運転技能検査」の受検が義務づけられました。
（※2）一定の違反とは、信号無視、速度超過、安全運転義務違反、携帯電話使用等などの所定の違反（基準違反行為）
- 運転に不安を感じる方に対して、より安全なサポートカーに限って運転を継続するという「サポートカー限定免許制度」もあります。サポートカー限定免許の申請は、運転免許証の更新時に併せて行うことが可能です。

飲酒運転は犯罪！

令和8年7月21日から道路交通法一部改正

＜改正前＞

＜改正後＞

 酒酔い運転 ～ 酒気帯び運転 ～	アルコールの影響により 正常な運転ができない恐れ がある状態	⇒	① アルコールの影響により 正常な運転ができ 又は ない恐れがある状態	② アルコール濃度が 呼気1ℓ中0.5mg以上、 若しくは血液1ml中 1.0mg以上
	アルコール濃度が呼気 1ℓ中0.15mg以上、 又は血液1ml中0.3mg 以上	⇒	アルコール濃度が呼気1ℓ中 0.15mg以上 0.5mg未満 、又は 血液1ml中0.3mg以上 1.0mg 未満	



違反種別	罰則
酒酔い運転	5年以下の拘禁刑 又は 100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金

【大任町内の事件・事故の発生状況】

犯 罪 発 生 状 況 7月中	
○ 空き巣等	0件
○ 乗り物盗	1件
交 通 事 故 発 生 状 況 7月中	
○ 人身事故	2件
○ 物件事故	14件



田 川 警 察 署

TEL 0947-42-0110

